

# 弁 明 書

23 中局福第 1006 号  
平成 23 年 11 月 30 日

審査庁

愛媛県知事

中村 時広 様

処分庁

愛媛県中予地方局長 岡本 靖



次のおおり弁明いたします。

## 1 事件の表示

審査請求人 加治政広（以下「本件審査請求人」という。）が、同人の平成 23 年 8 月 12 日付けの生活保護申請が却下されたものとみなし、平成 23 年 11 月 17 日付けで提起した審査請求

## 2 弁明の趣旨

「本件審査請求を棄却する。」との裁決を求める。

## 3 審査請求書記載事実の認否

(1) 本件審査請求人が松前町役場福祉課を通じて処分庁宛に生活保護申請を行ったことについては、認める。ただし、本件審査請求人から生活保護申請書（以下「本件申請書」という。）が同課に提出されたのは、平成 23 年 8 月 19 日である（以下この申請を「本件保護申請」という。）。。

(2) 適法な審査を受けられず、2 か月以上も放置されたとの点については、否認する。

本件保護申請の内容が、申請者である本件審査請求人の世帯の実態と相違していたため、愛媛県中予地方局地域福祉課（以下「地域福祉課」という。）と松前町とで、本件審査請求人に対し本件保護申請を取り下げた上、適正な申請内容の申請を行うよう指導を続けていたもので、放置していたわけではない。

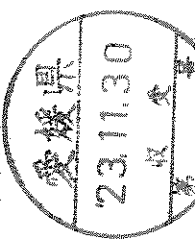
(3) 処分庁は、本件保護申請に対し、申請を受け付けてから 30 日以内に生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 24 条第 1 項の通知をしておらず、同条第 4 項の規定により平成 23 年 9 月 19 日以降処分庁が本件保護申請を却下したものとみなすことができることとなっていたことは、認める。

なお、処分庁は、本件保護申請に対し、平成 23 年 11 月 17 日付けで却下処分を行った。

## 4 本件の経緯

(1) 平成 23 年 8 月 19 日、盛次宏樹氏（本件審査請求人の主治医である盛次義隆氏の長男）が、同月 12 日付けの本件申請書を松前町役場福祉課に持参した。

(2) 平成 23 年 8 月 23 日、松前町と地域福祉課が協議した結果、次の理由により、同町が取下げを指導することとし、同町職員に本件申請書を持ち帰らせた。



なお、その後松前町から何の連絡もなかったため、地域福祉課では、同町との協議に基づき同町が取下げを指導し、本件保護申請は取り下げられているものと信じていたものである。

① 本件保護申請は、単身世帯として申請されているが、本件審査請求人は母親と同居しており、申請内容と世帯の実態との間に食い違いがあること。

② 本件申請書に記載された収入月額は、128,615 円で、本件審査請求人の保護基準額（100,680 円）を上回っており、保護の必要が認められないものであったこと。

(3) 平成 23 年 8 月 24 日、松前町から本件審査請求人へ電話連絡し、本件保護申請を取り下げた上、親子 2 人世帯での保護申請書を出し直すよう伝えた。

(4) 平成 23 年 9 月 26 日、本件審査請求人から松前町に面接実施の要請があり、同年 10 月 6 日に地域福祉課と松前町とで本件審査請求人宅を訪問することになった。

(5) 平成 23 年 9 月 30 日、松前町から面接時の参考資料とともに本件申請書が地域福祉課に送付された。この時初めて、同課は、本件保護申請がまだ取り下げられていないことを知った。

(6) 平成 23 年 10 月 6 日、地域福祉課と松前町の職員が本件審査請求人宅を訪問。

本件審査請求人とその母親の犬上タズ子に対し、改めて本件保護申請を取り下げた上、世帯の実態に即して親子で保護申請を行うよう指導した。

また、母親は実家から相続した資産を有することが判明したので、母親に対し資産活用について説明した。

(7) その後も、平成 23 年 10 月 13 日の家庭訪問、同月 26 日の母親への電話連絡により、重ねて本件保護申請の取下げと親子 2 人世帯での新たな保護申請を行うよう指導した。

(8) 平成 23 年 11 月 8 日、地域福祉課と松前町の職員が本件審査請求人宅を訪問。

母親は、資産活用を拒否するとともに、本件審査請求人の単身世帯保護を強く主張し、本件保護申請の取下げに応じなかったため、平成 23 年 11 月 14 日に最終的に第三者である地区民生委員に聞き取り調査を行った上で、同月 17 日付けで本件保護申請を却下した。

## 5 本件審査請求に対する意見

本件保護申請は、後述するとおり、却下されるべきものであり、処分庁の対応については、行政手続上の問題はあつたものの、結論において正当であり、本件審査請求は、棄却されるべきである。

(1) 本件保護申請は、却下されるべきものであることについて

本件保護申請は、申請者である本件審査請求人の単身世帯としての申請であるが、本件審査請求人の世帯は母親との 2 人世帯であると認められ、実態と相違する申請であった。

保護は、世帯を単位としてその要否等を定めるものとされており（法第 10 条）、この「世帯」とは、主に生計の同一性に着目して、社会生活上、現に家計を共同して消費生活を営んでいると認められる一つの単位を指している。

本件審査請求人とその母親の生活の状況については、松前町職員や地区民生委員から聴取した結果、次のような事実が認められた。

ア 本件審査請求人の母親は、昭和 47 年に亡父加治始と協議離婚した後、住所を松山市

に移しているが、生活実態は従前のとおりで、本件審査請求人の自宅である伊予郡松前町大字北川原 59 番地 1 で元夫と製パン業を営んでいたこと。

イ 本件審査請求人は、施設や養護学校での生活を送った後、22 歳で松前町の自宅へ戻り、両親らと居住して製パン業の手伝いをしてきたこと。平成 23 年 4 月 1 日に父親が死亡した後は、母親と 2 人で自宅に居住していたこと。

ウ 本件審査請求人が、自分の年金から土地代や電気代を支払っているのが不満であると発言をしていたこと。

エ 本件審査請求人の母親は、年金が 1 回当たり 67,000 円（月額 33,500 円）と少額であること。

以上の事実を総合すれば、本件審査請求人とその母親とは、同居して生計を一にしていたことは明らかであり、単身世帯としての本件保護申請は、世帯の実態と相違しており、却下は免れないものであった。

したがって、処分庁が本件保護申請に対して保護を認めなかったことについては、何ら誤りはない。

## (2) 却下処分までに期間を要したことについて

本件保護申請は、却下されるべきものであったが、親子 2 人世帯で申請すれば保護が認められる可能性があったため、直ちには却下せず、本件保護申請を取り下げた上で、改めて世帯の実態に即した 2 人世帯での保護申請を行うよう指導をすることとした。当時、松前町では、本件審査請求人との間で障害者介護サービスについての協議を行っている最中であったことから、同町との協議によりこの指導を同町に任せただが、本件審査請求人はこれに応じず、本件保護申請は取り下げられないうままになっていた。しかしながら、同町とのコミュニケーション不足により、地域福祉課では本件保護申請が取り下げられているものと信じ、法で定める 30 日の期間を徒過してしまいうこととなった。この時点で申請を却下することはできただが、既に 30 日の期間を徒過してしまつた以上、却下するよりも指導を続ける方が本人の利益になると考え、その後も却下せずに指導を継続した。しかしながら、結局、本件審査請求人とその母親が指導に応じなかつたため、やむなく、平成 23 年 11 月 17 日付けで本件保護申請を却下したものである。

却下処分までに期間を要したことについては、以上のような事情であり、行政手続上は、法の定める期間を徒過してしまつたという問題はあるものの、その後の対応としてはやむを得ないものであったと考える。

## 6 添付書類

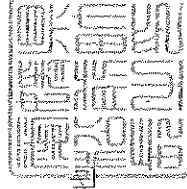
- (1) 松前町の調査報告書の写
- (2) 民生委員意見聴取の写
- (3) 戸籍謄本(写①～⑥)及び附票(写①～②)

# 調査報告書

平成 23 年 9 月 28 日

愛媛県中予地方局長 様

松前町長 白石勝也



生活保護法第 29 条の規定に基づき、次のとおり報告いたします。

## 調査対象者

伊予郡松前町大字北川原 5 9 番地 1

加治 政広

### (1) 同居者の有無

H22.7.16 時点で、父、母、加治政広の 3 人暮らしのほか、おばも同居しているとの情報を得ている。

H23.4.1 父親：加治 始が死去した。それ以後は、少なくとも、母親との 2 人以上の世帯であることを確認している。

### (2) 居住者相互の関係(親族関係の有無、濃密性等)確認事項

H22.8.5 自分が倒れたら一家心中する気持ちでいるとの母親の発言があるなど、複数の証言等から、居住者相互に親族関係があり、濃密性があると確認している。

### (3) 消費財及びサービスの共同購入・消費の共同の事実確認事項

H22.7.21 金銭管理を母親が行い、小遣いさえ自由にならない状態であるとの加治政広からの不満を聞いている。

H22.8.5 母親からヘルパーが買い物してくれないことへの不満を聞いている。

H22.9.30 自分の年金から土地代や電気代を支払っているのが不満であるとの加治政広の発言を聞いている。

これらのことから、消費財及びサービスの共同購入・消費の共同の事実があることを確認している。

### (4) 家事労働の分担確認事項

これまでも、加治政広の介護を母親がヘルパーと分業して行ってきた経緯がある。

H22.7.21 加治政広から、尿取りパットの交換をこれからも、継続して母にお願い

したいとの発言を聞いている。

母親からも、夜間に体位変換や、尿取りパットを交換しているとの発言をたびたび聞いている。

これらのことから、母親は申請人と同居し、介護をしており、家事労働をしていることを確認している。

## 民生委員意見聴取

H23.11.14 (松前町福祉課)

伊予郡松前町北川原 207 番地

茂川 桂 民生委員 (電話 089-960-3213)

中予地方局地域福祉課 宇都宮係長、岡崎専門員  
松前町福祉課 十時係長

何時ごろから生活しているか？

- ・ 昭和 21～22 年頃、喜安パン屋へ弟子入りし住み着いた。
- ・ 昭和 32～33 年頃、喜安さんが、帝人の食堂の責任者として勤めだし、パン屋を加治氏が譲り受けた。

世帯の住人は母子の 2 人か？

- ・ 母親：大上タズ子は今日までずっと長男と同居しており、一時的な別居も無かったと思われる。
- ・ 亡父：加治 始と母親：大上タズ子の離婚については、茶碗が飛び交ったような話も無く原因が不明で、本人が言わなければ、誰も離婚しているとは分からない状態だった。
- ・ 母親：大上タズ子の妹が入りしっているのを時折見かけるが、弟：剛はあまり見かけない。関わりたくないとして避ける気持ちも分からなくはない。
- ・ 弟：剛は高校卒業後、重信の親戚が面倒を見るような話もあったのではないかと記憶している。その頃も生活保護の話が出たが保護には該当しなかった。

町内の行事、商工会の会合に母親は参加していたか？

- ・ 父親：加治 始が存命の時は父親が参加していた。その時も母親が同居していたのは間違いない。

生活保護の相談を受けたことはあるか？

- ・ 2 年程前に、父親からパンが売れないので生活が苦しいとの相談があった。
- ・ H23 年 9 月末頃 様子を見に訪問すると、母親：大上タズ子が亡くなった後の事について相談があった。長男を施設へ入れることを勧めたが、母親は返事をしなかった。

生活は困窮しているのか？

- ・ 苦しいと思う。これまでも、長男：政広の障害給付で随分と助けられているのだからと推測される。
- ・ パン焼き窯が駄目になり、蒸しパンだけを作っていたが売れなかつたようだ。
- ・ 民生委員として、また、地元区長として何とかしてあげたいという気持ちはある。

## 周辺住民の評判は？

- ・ 悪くないと思う。
- ・ 父親が無くなった時は家族葬としていたが、貧困のため僧侶も呼んでいない状態だった。
- ・ 父親の弔い方については、周辺住民の反感をかったようだ。
- ・ 地代の支払いについて、喜安氏の息子の嫁に対し、母親：大上タズ子が激しい物言いをする場面を目撃している。
- ・ 喜安氏、加治氏共に、約束を交わした当事者が亡くなって、当時の取り決めが曖昧になっていると思われる。
- ・ 喜安氏側から相談を受けるが、地代が入らなかったからといって生活に切迫する訳ではないのだから、母親：大上タズ子のペースに巻き込まれないようにと宥めている。
- ・ 月額3万円の地代は妥当な金額と思われる。喜安氏側は地代の未払いによる立ち退き請求は考えていないと思う。

上記の内容に相違ありません。

平成23年11月15日

住所 伊予郡松前町北川原207

氏名 芥川 隆

